

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和7年2月19日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー新栄東店

佐賀県佐賀市新栄東一丁目948番 外

### 2 届出の内容

#### （1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ①駐輪場の位置及び収容台数
- ②廃棄物等の保管施設の位置及び容量

#### （2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯

### 3 上記2の変更に係るもの以外の事項

- （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- （2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- （3）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ①駐車場の位置及び収容台数
  - ②荷さばき施設の位置及び面積
- （4）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

#### 4 意見の概要

意見なし